

④ その他学位、資格等

16 点
(計 100 点)

類似業務	ジェンダーに係る各種業務
対象国／類似地域	エチオピア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱流行国であり、日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていないが、赴任前の予防接種を強く奨励する。

6. 業務の背景

エチオピアにおいて農業分野は、GDP の 42%及び輸出額の 70%程度を占め（世銀 2013）、かつ人口の 80%の生計を支えており、同国の経済成長の核であると共に貧困削減の鍵である。エチオピア政府は、2015/16 年度から 5 年間を対象とする国家開発戦略「Growth and Transformation Plan(GTP2)」において、農業の成長率を 2020 年までに 8%に上げることを目標に掲げ、農業セクター成長率は過去数年 6~7%/年で推移している。エチオピアにおいて、コメは三大穀物（メイズ、小麦、テフ）に次ぐ生産量(40 万トン、2013 年)を誇り、技術的観点からも生産増の潜在性が高くかつ換金性の高い作物として位置づけられている。こうした背景から、同国政府はコメの生産量増加に高い優先度を置き、2007 年にイネをミレニアムクロップと位置づけるとともに、2010 年には国家稲研究開発戦略(National Rice Research and Development Strategy: NRRDS)を策定、2019 年までにコメ生産量を 400 万トンへ増加させることを目標として掲げた。しかし、消費の増大に国内生産が追い付いておらず、年間 20 万トン（2014 年）を海外からの輸入に頼っている。

我が国は、エチオピアにおける農業分野支援のひとつとして、2003 年からイネ生産改善への協力を実施してきた。その成果、2009 年に NRRDS と国家イネ研究開発行動計画の策定、CARD（Coalition of African Rice Development）への加盟が実現した。また、2010 年から 2015 年までの間実施された「農民研究グループを通じた適正技術開発・普及プロジェクト(FRG II)」でも、重要分野のひとつとしてのイネ分野への協力が実施された。

こうした状況を受けてエチオピア政府は、我が国に対しエチオピア農業研究機構(EIAR)をカウンターパート機関、フォガラ国立イネ研究研修センター(NRRTC)を実施機関として、天水畑地・天水低湿地、灌漑地でのコメ生産とバリューチェーンの改善を推進するための技術協力の要請を行った。これを受けて JICA は、2015 年から 5 年間の予定で技術協力プロジェクト「国立イネ研究研修センター強化計画」(以下、「エチオライス」とする。)を実施している。

エチオライスは、コメ産業振興に係る NRRTC の研究、研修及び情報発信機能の強化をプロジェクト目標に掲げ、長期専門家計 4 名が 2015 年 12 月より派遣されており、実施機関である NRRTC に所属する育種、栽培、園芸、土地水資源、社会経済、普及分野の 43 名の研究員（カウンターパート(C/P)）とともに業務に

あたっている。

エチオライスにおけるジェンダー主流化のための活動として、2016年6月に運営指導調査団が派遣され、プロジェクト実施におけるジェンダー主流化に向けた活動への助言を行った。それを踏まえ、2016年および2017年に短期専門家（ジェンダー）が派遣され、NRRTC 始め7つの地方農業試験場の研究員を対象にしたジェンダーワークショップを開催し、なぜ研究や研修活動にジェンダー視点が必要か、どのようにジェンダー視点を組み込むかについて参加者の理解を促進した。また、ジェンダーワークショップに参加した一部の研究員に対して、ジェンダー視点に立った研究プロポーザル作成のための個別指導を行った。さらに、2018年と2019年にも運営指導調査団が派遣され、ジェンダー主流化に向けた今後の活動への助言を行っている。

本専門家の派遣目的は、これまでに派遣された短期専門家（ジェンダー）および運営指導調査団の活動成果を踏まえた上で、NRRTC ほかの研究員によるジェンダー視点に立った農業研究活動の質的向上を図ることにある。

7. 業務の内容

本コンサルタントは技術協力の仕組みや手続きを十分理解した上で、エチオライス専門家やEIAR、NRRTC等のカウンターパートと協力し、円滑な協力を実施する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2019年10月下旬)

- ① エチオライスの活動実施状況及びイネ研究におけるジェンダー主流化に関する関連資料の収集、整理、分析を行う。
- ② 上記①の分析結果をもとに、現地派遣全期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 農村開発部に提出する。

(2) 現地派遣期間(2019年11月上旬から11月下旬)

- ① EIAR、NRRTC、JICA エチオピア事務所及びエチオライスにワークプランを提出し、内容の確認を行うとともに、必要に応じて活動計画を修正する。
- ② 2017年度のジェンダー短期専門家の活動成果を参考に、EIARの研究（約20名想定）を対象としたジェンダー視点に立った研究計画策定のためのワークショップを開催する。ワークショップ内容については、事前にプロジェクト専門家およびジェンダー担当カウンターパートと協議のうえ決定すること。
- ③ ワークショップの成果を見極め、また効果を上げるため、②のワークショップ対象者の研究活動現場に同行して指導、助言を行う。
- ④ EIARによる2018年度の女性研究者採用について情報収集する。
- ⑤ NRRTC等の研究者の現状や、現在EIARやプロジェクトで作成を進めている他のガイドラインの内容等を念頭に、ジェンダー視点に立ったイネ研究ガイドライン（案）を英文で作成する。
- ⑥ 既存のマニュアルやガイドラインを参考に、研究者が農村調査で活用する

ためのジェンダー調査マニュアルを英文で作成する。

- ⑦ 現地業務結果報告書（和文要約及び英文）を作成し、EIAR、NRRTC、JICA エチオピア事務所、エチオリス及び JICA 農村開発部に提出する。

(3) 帰国後整理期間(2019年11月下旬)

上記(1)及び(2)の活動を踏まえ専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン

和文3部(JICA 農村開発部、JICA エチオピア事務所、エチオリス)

英文5部(JICA 農村開発部、JICA エチオピア事務所、C/P2 機関、エチオリス)

(2) 現地業務結果報告書

和文要約3部(JICA 農村開発部、JICA エチオピア事務所、エチオリス)

英文5部(JICA 農村開発部、JICA エチオピア事務所、C/P2 機関、エチオリス)

(3) 専門家業務完了報告書（含むガイドライン・マニュアル等）

和文3部(JICA 農村開発部、JICA エチオピア事務所、エチオリス)

なお、上記の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田(日本)ーアジスアベバ(エチオピア)間の経済性及び利便性を考慮した経路を選択すること。なお、エチオピア国内での航空機による移動が必要になった場合は JICA で手配します。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は 2019年11月3日～11月23日を予定しています。(数日程度の日程調整可)

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業

務の現地作業期間に派遣されている長期専門家のみ記載しています)。

- ・ チーフアドバイザー/普及
- ・ 業務調整/副総括/研修/モニタリング
- ・ イネ研究
- ・ イネ栽培技術

③ 便宜供与内容

JICA エチオピア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じ、アレンジします。

カ) 執務スペースの提供

NRRTC 及び EIAR 内のプロジェクトフィスにおける執務スペース提供(インターネットは使用可能ですが、回線の状況が不安定な場合があります。)

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ エチオピア国立イネ研究研修センター強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008326.html>)

② また、以下の資料を農村開発部第二グループ第四チーム (TEL: 03-5226-8429) にて配布いたします。

- ・ 2019 年 6 月運営指導調査団帰国報告
- ・ 短期専門家 (ジェンダー) 専門家業務完了報告書 (2016 年、2017 年)

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 農業分野におけるジェンダー関連の業務経験があることが望ましい。
- ② 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上